

### 第3節 みんなで守る“みらい”のまち

#### 基本方針

##### ■安全・安心なまち

- 市民と行政の協働により、まちの安全を図ります。
- 市民の地域への帰属意識や共助意識の向上を促進します。

##### ■高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって元気に生活することを目指します。
- 高齢者一人ひとりの状態や必要に応じた介護支援を行います。

##### ■障がい者福祉

- 障がい者が地域で安定した暮らしができることを目指します。
- 誰もが暮らしやすいノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

##### ■地域福祉

- 互いに支え合い、助け合い、安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

##### ■社会保障

- 市民が安心して生活できるよう保障します。

#### 【施策内容】

- |                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 安全・安心なまちづくりの推進 | (3) 障がい者福祉の充実               |
| ■ 1 消防・救急体制の充実     | ■ 1 障がい者福祉の推進               |
| ■ 2 防災対策の充実        | ■ 2 社会参加の促進                 |
| ■ 3 危機管理体制の充実      | ■ 3 相談体制・情報提供の充実            |
| ■ 4 防犯対策の充実        | (4) 地域福祉の推進                 |
| ■ 5 交通安全対策の充実      | ■ 1 地域福祉推進体制の整備             |
| (2) 高齢者福祉の充実       | ■ 2 地域福祉活動の推進               |
| ■ 1 生きがいづくりの推進     | (5) 社会保障の充実                 |
| ■ 2 高齢者の生活支援       | ■ 1 国民健康保険制度および国民年金制度の健全な運営 |
| ■ 3 在宅福祉の充実        | ■ 2 介護保険制度の健全な運営            |
| ■ 4 福祉施設の充実        | ■ 3 低所得者福祉の充実               |

### 第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る

#### 第1節 市民一人ひとりを大切にする社会を創る

##### 基本方針

##### ■人権施策・共生社会

- 広報、インターネット（ホームページ）などの広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進していきます。
- さまざまな社会体験や交流などの機会を通じて人権を尊重することの重要性を認識する機会の充実に努めます。

##### ■男女共同参画

- 男女が互いの特性を認めあい、その人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて各分野を横断的に連携しながら総合的な取り組みを推進します。

#### 【施策内容】

- (1) 個人を尊重した心豊かな社会の実現
- 1 人権施策の推進
- 2 共生社会の推進
- (2) 男女共同参画の推進
- 1 男女の人権の尊重
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 あらゆる分野における男女共同参画
- 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

#### 第2節 みんなが交流する社会を創る

##### 基本方針

##### ■コミュニティ・歴史・文化資源

- 自治会をはじめとするコミュニティの活動の促進やその活動の拠点となる場の充実を図り、地域住民が主体的に参加する地域の特性を活かしたコミュニティ活動の活性化を図ります。
- 地域全体で文化的遺産を伝承し後世に守り伝えていくための支援を図りながら、市民が身近に文化活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

##### ■観光・地域間交流・国際交流

- 行政と市民、団体それぞれが交流活動に関する役割を分担しながら、人的・文化的交流を通じた地域の活性化と個性豊かな地域づくりを進めます。
- 本市の恵まれた自然、文化、史跡など既存の観光資源の整備・充実を図りながら、新たな魅力づくりに取り組み、観光客をはじめとする来訪者の増加及び交流人口の拡大を図ります。

#### 【施策内容】

- (1) 個性と魅力ある地域づくり
- 1 地域コミュニティの形成
- 2 地域の歴史・文化資源の活用と保存
- (2) 多様な交流を育む環境づくり
- 1 個性豊かな地域資源の発掘・活用
- 2 地域間交流・国際交流の推進
- 3 交流を促進する積極的な情報発信

#### 第3節 みんなで協力して社会を創る

##### 基本方針

##### ■市民協働

- 市民と行政が協力し相互にその役割と責任を果たすための仕組みづくりに取り組むとともに、多様なまちづくり活動に対応できる組織体制の確立を図り、協働のまちづくりを推進します。
- 市政に対する市民の理解と信頼を一層深めていくため、広報活動を充実するなど市民への積極的な情報提供に努めます。

- 行政計画をはじめ各施策の手続きや内容、過程を公開するとともに情報公開制度や個人情報保護制度の適正な運用に努め、市政の透明性や公正性を確保します。

##### ■行財政運営

- 行財政改革大綱に掲げる理念や行財政改革実施計画に基づく取り組みを着実に推進し、行財政運営の総合的な改革を進めます。

- 行政需要の高度化や複雑化に対応しながら、市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供と効率的で効果的な執行体制の強化に努めます。

- 自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的で効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。

##### ■広域行政

- 関係自治体との連携・協力を積極的に展開しながら、行政区域を越えた広域的な課題に対応します。

#### 【施策内容】

- (1) 協働のまちづくりの推進
- 1 市民活動の支援と活性化推進
- 2 市内外に対する情報の発信及び行政の透明性の向上
- (2) 効率・効果的な行財政運営
- 1 適正で質の高い行政運営の推進
- 2 健全で安定的な財政運営の推進
- (3) 広域行政の充実強化
- 1 広域行政によるまちづくりの推進